公売財産明細書

売 却 区 分	7	見積価額	1,300,000円
番 号	′	公売保証金	130,000円

財産の表示

(土地)

1 所 在 都留市戸沢字金山

地 番 657番1

地 目 宅地

地 積 143.53㎡

(十地)

2 所 在 都留市戸沢字金山

地 番 657番2

地 目 宅地

地 積 162.08㎡

(土地)

3 所 在 都留市戸沢字金山

地 番 657番3

地 目 宅地

地 積 23.36㎡

以上 登記簿による表示

公売対象物件1、2、3は、国税徴収法第89条第3項に基づき一括換価の方法により公売を行う。

財産の状況

- 1 主要な公法上の規制等は、次のとおりである。
 - 都市計画区域外
 - ・「農業振興地域の整備に関する法律」による農用地区域外
 - · 埋蔵文化財包蔵地該当(金山遺跡)
 - ・供給処理施設 上水道:なし 下水道:なし 都市ガス:なし
- 2 公売対象物件は、西側に幅約1.3mの私道と接面しており、間口は1.2.3合 わせて約28m、奥行約19m~21mとなっている。

各々の土地の高さはほぼ平坦であるが、土地の境界には物件 1.2 の間に約50 c m、物件 2.3 の間に約1mの段差があり、北西に向けてひな壇状になっている。また、公売対象物件 2 には未登記の物置が設置されている。

- 3 境界については、隣地土地所有者と協議が必要である。
- 4 執行機関は、公売財産の引渡しの義務を負わない。
- 5 対象物件上に存する動産類は公売対象外である。
- 6 消費税及び地方消費税については、非課税財産である。
- 7 公共交通機関について

「最寄駅」 富士急行線「赤坂駅」 北西約4.2km

< その他>

- ・当該物件については、関係公簿等を閲覧するほか、現地調査などを十分行ったうえで、 公売に参加してください。執行機関(都留市)の記載した事前情報と現況が異なる場合は、現 況を優先します。
- ・都留市暴力団排除条例により、公売財産を暴力団事務所の用に供することはできません。
- ・都留市は引渡しの義務を負いません。
- ・都留市は公売財産について、瑕疵(かし) 担保責任を負いません。
- ・公売財産内の動産の撤去、占有者等に対しての明け渡し請求、前所有者からの鍵の引渡 などはすべて買受人が行うこととなります。
- ・権利移転及び危険負担の移転の時期は、買受人が買受代金の全額を納付した時です。 ただし、農地等は農業委員会等の許可又は届出の受理があった時です。
- ・所有権移転登記は、買受代金の納付後、買受人の請求により都留市が行います。 登録免許税など、所有権移転登記に係る費用は買受人の負担となります。